

公益財団法人橋本財団
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人橋本財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第31条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、理事のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 5 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- 6 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13項で定める報酬、賞与その他その名称のいかんを問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用と明確に区分されるものとする。
- 7 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等と明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の報酬年額」の通り、年額とし、会議出席の謝金もこれに含むものとする。
- 3 非常勤役員及び評議員には、別表2「非常勤役員及び評議員の会議等日当額」の通り、会議の形態に関わらず、必要の都度、定額を支払うものとする。ただし、書面決議については無報酬とする。
- 4 非常勤役員及び評議員に対して、この法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合は、別表3「非常勤役員及び評議員の謝金表」の通り、講師謝金及び執筆謝金を支給する。

(定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、別表1「常勤役員の報酬年額」のうちから、理事長が定めるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、別表2「会議等日当額」及び別表3「謝金表」に定める定額とする。ただし、各評議員の報酬は、定款第14条に定める金額の範囲内において支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、銀行振込をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤に要する交通費の実費を支給する。

(交通費)

第7条 非常勤役員及び評議員には、会議等の参加に要する交通費を実費で支給する。

- 2 交通費の支給方法は、第5条に規定する支給方法による。

(費用の弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく銀行振込をもって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日(2017年4月3日)から適用する。

附 則

改定後の規程は、2021年4月1日より施行する。

附 則

改定後の規程は、2024年10月1日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬年額

- ・常勤役員の報酬額は、年額1000万円までの範囲内

別表2 非常勤役員及び評議員の会議等日当額

役員の種別	支給金額（会議1回出席につき）
理事及び監事	30,000円（源泉徴収後）
評議員	30,000円（源泉徴収後）

別表3 非常勤役員及び評議員の謝金表

役員の種別	支給金額（寄稿1回につき）
理事及び監事	8,979円（源泉徴収後）
評議員	8,979円（源泉徴収後）